

Title	連体法述語における時の範疇
Author(s)	大鹿, 薫久
Citation	語文. 1982, 40, p. 44-53
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68698
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

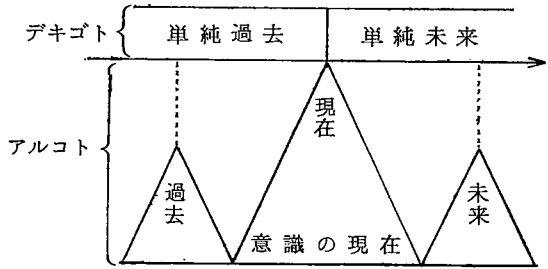
連体法述語における時の範疇

大 鹿 薫 久

終止法における述語の時称・アスペクトの組織的な解釈をめざした前稿^①に続いて、本稿では連体法における時称・アスペクトなどの時に関する文法範疇について考えてみようと思う。連体法述語といっても、現代日本語のそのすべてに互っているのではなく、本稿ではその最も中心的と思われる用法についてしか、直接には言及しえない。述べてあることの趣旨は、しかし、広く連体法全体あるいはそれを超えてさえ、妥当性を持ちうるものと思う。

終止法述語の、時称なり、アスペクトなりの体系は「現在」(文法範疇のそれではない)を抜きにしては考えることができない。それは、「すべての文^Ⅱ発言は現在において成り立っている」^②からである。形式面からだけ見れば文に相当するものが、実に文であるためには、何らかの形で一人称的領域とつながっていないなければならない。時間の上で言うなら、私たちの意識における現在——自存的にはあり得ない、常に何かに対する意識の、意識する時——が、単なる形式と文たりうるころの意味とを媒介する。その意識の時に立ち現

われる動作や変化の常態面ならびに終結面が、アスペクトとしての未完了と完了であったし、それは逆に言うなら、「ある」として意識の時に与えられるしかないアルコトの、二つなる分化であった。さらに、動作や変化が、全態として志向されるとき、それは流れると比喩されうる時間の、時間軸上の現在——いうまでもなく意識の時の比喩上の軸へ比定される点——の両側に定位するであろう。それは、動作・作用の対象の意味としてすでにある過程性や変化性の作用的な面への徹底化、すなわち、未来と過去とのデキゴトにおける分化であった。現在から一定の距離をもって定位する限り、それを時称と呼んだのであるが、動作・変化の内在的な性質に求められる今述べたようなデキゴトにおける分化は、その故に文法範疇として現在をもたなかった。敢えて求めるとすれば、アルコトと把握しうる限りの時間的意味をそう呼ぶべきであったろう。そのように考えられた過去・未来と現在という時称の系列は、決して直線的な、したがって時間軸上に過去・現在・未来と三分される領域の系列に対応するものではない。むしろ意識の現在においてではなく、かつてあったはずのそれから志向作用があったという、いわば過去におけ



は陳述たりうるのである。それでは、連体法述語における時の範疇はどのように考えればよいのであろうか。またそれは終止法述語とどのように異っているのであろうか。表現された形式に見る限りでは、同じといえるこの二つの述語は、しかし一方では切れる述語であり、一方では続く述語である。現代語においてはもはや形式に求められない、その切れ続きの差はどこにあるのか、また何に由来するのであろうか。

る意識の時を過去と呼び、あるいは未来におけるそれを未来と呼ぶのであれば（それらもまた意識の現在において成立の根拠をもつのであるが）、アルコトにおける現在・過去・未来の列を措定しうる。この後者の過去と未来から区別するために、前者をそれぞれ単純過去・単純未来と呼んだのであった（以上前稿）。前稿に示した図を若干修正して示せば上のようになるであらう。

さて、以上のように考えられる終止法のアスペクトや時称は、意識の現在を離れては存在しえないものであり、それ故に終止法述語と

二
たとえば次のような文がある。

(1) 公演が間近に迫ると、割り当てられた切符を売りさばく仕事
が課せられた。
(忘却)

もし、連体法述語の時の範疇と、終止法のそれとが、意味においても形式においても同じだとすれば右の例文はどのように解釈すればよいであろうか。形式によって考えれば「売りさばく」を単純未来だとする解釈と、現在未完了（終止法述語にひきなおして考えれば、「彼は要領よく切符を売りさばきます」に相当するような）だとする解釈の二通りしかない。前者であるならば、「売りさばく」のは現在の文に対する解釈はそのどちらでも許すだろう。否、今より過去のこの文だと解釈しうる可能性ですらある（ただし「課せられる」コトよりはあと）。終止法述語の場合、「切符を売りさばく」という形式が過去である（あるいは単純過去である）という解釈はありえなかつた。つまり、終止法述語と連体法述語とが同じ体系を持っていると考えると、第三の解釈の可能性を許さなくなってしまう。したがってとりあえず両者は異なると言わざるを得ない。

もう一度、例文の解釈にもどうだろう。三つの解釈の可能性を示したが、それらに共通するのは、「課せられる」コトよりも「売りさばく」コトの方が時間的にあつたということである。いわゆる「相対的なテンス」の概念が成り立つのは、このような場合である。

つまり、述語のしめす動作や状態のなりたつ時を基準にして、それより以前か以後か、またそれと同時にあつたことをあらわすことであ

る。これを相対的なテンスと呼ぶ。^⑨

高橋太郎氏によれば、「相対的なテンス」においては「しする」は以後か、同時を示し、「しした」は以前をあらわす。しかし、連体法述語が必ずしも「相対的なテンス」をもつのではなく、別に「絶対的なテンス」をもつこともあるという。しかも、どのような場合、「相対的なテンス」になり、あるいは「絶対的なテンス」になるかはまだ調査されていないという。^⑩

(2) 彼に出す手紙を読んだ。(「出す」ことは「読む」ことより後)

(3) 彼の書いた手紙を読んだ。(「書く」ことは「読む」ことより前)

このような文を見れば「相対的なテンス」で説明がとりあえず可能である。しかし次のような例

(4) 彼が姉に出した手紙を読んだ。

では、どうであろうか。「出す」ことは「読む」ことの前の動作だと解釈できるだろうか。あるいはそのような解釈に限られるだろうか。「出す」ことが「読む」ことより前におこなわれたと解釈できなくもないが、そしてそのようにも解釈が可能だということが、実は連体法述語の現象上の特徴とも言えるのだが、普通には「出す」まえに「読む」ことがあったと解釈するであろう。連体法述語が「しした」という形をもつにもかかわらず、「読む」ことよりも以後になる。つまり「相対的なテンス」では解釈できないのである。この場合、「絶対的なテンス」という概念が必要になる。

「絶対的なテンス」については、管見による限り高橋氏は、はっきりした規定を設けておられないが、次のように述べられるところからおおよそその理解ができる。

さらに、つぎのようになると述語動詞のばあいと同じように、

絶対的なテンスの対立をしめしている。^⑩

なお、動詞の連体形のあらわす未来・現在・過去は、例文(8)のように、話し手・話す時点を基準にするばあいと、例文(9)・(10)のように主文のテンポラリティ等を基準にするばあいがあつて

(傍点は大鹿)

つまり、私に理解するならば終止法述語の時の範疇が当然その根拠として当然もっていなければならない意識の現在の、時間軸上への比定点(以後、これを「今」と記すことがある)、文が成立するための(今)を基準にする、未来・現在・過去の体系を「絶対的なテンス」と呼ばれるのであろう。だとすれば、(4)の解釈は、「出す」ことも「読む」ことも(今)より過去の出来事だということになり、その限り正しいと言える。にもかかわらず私たちは、「絶対的なテンス」が解釈しない「出す」と「読む」ことの前後関係について「出す」まえに「読んだ」と理解する。これは、「出したあとでは読めない」という二つの事態の意味的な関係によるのだろう。同じ(4)を「相対的なテンス」で解釈するならば、手紙を出した相手にその手紙を見せてもらう場合等を想定せねばならない。そしてそれもまた可能な解釈である。したがって、(4)のような文には、何ら「相対的なテンス」でなければならない根拠、あるいは「絶対的なテンス」であらねばならない根拠はなかったと言えよう。(3)のような文では、「書く」まえには「手紙」は存在しないので当然、「書く」ことは「読む」ことに先行する。このように二つの事態の對象的な意味関係がその前後関係をはっきりさせる場合はいいけれども、(4)のような場合は、つねにあいまいさが残る。

さらに

(5) 岬で絵を書いていた人に東京で会った。

(6) 岬で魚を釣った人に東京で会った

などの場合は、にわかには前後関係を決し難い。というよりも多義的なのである。もちろん、「岬で」「東京で」などという空間的限定の要素を取り除けば、「釣る」「書いている」ことが「会う」ことに先行するという前後関係の蓋然性がいくらか高くなるかもしれないがただそれだけのことである。むしろ、空間限定の要素が、時間的前後関係の決定と関わりをもつ——つまり事態の對象の意味が前後関係の決定と関わりをもつということを逆に証明する。

(3) の場合前後関係がはっきりしていたのは、事態の意味関係によつていたにすぎず、したがつて、

(a) した 体言 —— した。

(b) する 体言 —— する。

というように一般化できる形式に固有の前後関係ではない。そしてそうである以上、「相対的なテンス」「絶対的なテンス」というもの、このような形式で決められるものではない。

それでは

(c) する 体言 —— した。

(d) した 体言 —— する。

の場合はどうか、

(7) 彼に書いた手紙を出します。

(8) 破った本を修理します。

(c) は(1)(2)に当たる。そこで(1)(2)(7)(8)を見ると、連体法述語の「した」は以前、「しする」は以後といえる。(c)(d)の場合、多くはこのように相対テンスで解釈できるかに思える。ただ、連体法述語が、

「さつき、このあいだ、きのう、先日、去年／あす、明後日、来年」のような(今)との離たりを時点的に指し示す時の副詞を受ける場合、その故に、(今)との関係をもつかのとき「絶対的なテンス」になる。けれども、そのような副詞がない場合でも、「絶対的なテンス」として解釈できないわけではない。事実、(1)(2)の連体法述語は(今)を基準にして未来、(7)(8)は過去として考えることが可能なのである。つまり、(1)(2)(7)(8)などのような(c)(d)型の場合も「相対的なテンス」であらねばならない根拠は、その形式には存しない。また次のように、前後関係さえあやしくなる場合も多くある。

(9) プールへ行く約束を破った。

(10) ガリバーが小人の国を遊行する話を聞いた。

(11) あたまを掻く癖をなおした。

以上要するに、對象的な意味における事態の関係、特定の時の副詞による時点的な関係、さらに、述べ得なかつたが当該の文を超えたところでの、文脈からの意味関係等によつて、二つの事態の前後関係が明らかになるけれども、それは(a)／(d)の形式に固有の前後関係ではなく、したがつて、「相対的なテンス」「絶対的なテンス」という概念が成立するための根拠はこれらに求めることはできない。終止法述語の時の範疇と連体法のそれとは異なるからと言って、「相対的なテンス」「絶対的なテンス」という概念を設けなければならぬ理由はこれらの形式の中には見出せない。まして、「相対的なテンス」というものが、果たして時称なのかどうか、ということが疑問として残る。まさか単なる時点的な前後関係が、時称だとは考えられない。もしそうなら、時称が述語の文法範疇である理由を失つてしまふ。時称の体系は(今)を離れて成立しえないもので

あった。にもかかわらず、「相対的なテンス」は、終止法述語のあらわす動作・変化あるいは状態等が成立する時点基準とする前後同の關係であつて、少くとも「今」とは直接的な關係をもたない。

「絶対的なテンス」といわれる場合は、確かに、「今」に連体法述語の基準時点が一致する。しかし、それは連体法述語そのものも性質によるのではなく、様々な要因によつてたまたま一致するのであり、その一致することをもつて一致する場合の文における連体法述語の本質だとは考えられないのである。むしろ規準時点が「今」とも一致するという連体法述語の性格が問題とされるべきであろう。

連体法述語のあらわす動作や変化あるいは状態がある基準時点より前にあつたとか、後にあつたとか、同時であるとかが、今仮に言えるとしても、そう言える基準時点は、「今」との關係においては常に不定なのである。そしてまさに、そのことを確かめて来たのである。それが様々の要因によつて、終止法述語のあらわす動作等のおこなわれた時点に一致すると解釈しうる場合「相対的なテンス」と言われるのであり、「今」に一致する場合「絶対的なテンス」と呼ばれるにすぎない。何らかの要因である形式が「相対的なテンス」になつたり「絶対的なテンス」になつたりすることが、その形式の基準時点の不定性を証明する。そして、この不定性こそが連体法述語の現象上での性質なのであると考えられてよいのではないか。

紙谷栄治氏は、一連の論考で「相対的なテンス」・「絶対的なテンス」という概念を用いずに、連体法述語の時に關する現象を説明されようとする。それによれば、連体法述語の「 \sim する」や「 \sim した」の形は、テンスあるいはアスペクトをあらわし、いわゆる相対的なテンスはアスペクトで解釈できるとする。そして次のような結果を

示された（今仮りに、紙谷氏の論考^④に示されている表を簡略化して示す）。

連 体 用 法		}	}た
アスペクトに 關する意味	テンスに關する意味		
〔予定・予測〕 〔既存〕 〔屬性・当然〕 〔反復・習慣〕 〔特別に意味の加わらない用法〕		〔過去の事象〕 〔過去の屬性〕 〔過去の反復・習慣〕	

紙谷氏がアスペクトと呼ばれているものとテンスと呼ばれているものとの關係について、実は私には充分理解が届かないのであるがアスペクトとテンスが無關係になりたつものだと考えにくい。確かに「山をおりる人で道が混雑した」「山をおりた人が思い思いに休憩していた」について、それぞれ「過程」「完了」をあらわすと考えるにしても、それはアスペクトであるかぎり、ある時点（この場合、それぞれ「混雑した」「休憩していた」時点）において、なりたつのであろう。事実、

(14) この論文を書いたときには、私は先生に相談した。においても、従属節中の「書いた」が「以前」をあらわすのではなく、主文の「相談した」時点においては「書く」という動作がすべての過程を経て完了していた（あるいは、すでに著手していた（既方））ことをあらわすと考えることができる。^④

と述べておられる。それならば、その時点こそが、高橋氏のいわれる「相対的なテンス」ではないのだろうか。つまり「相対的なテンス」の同時における完了（あるいは既に）ではないのだろうか。アスペクト的な意味があるというのはいくぶん理解できる。というより連体法述語に時称的なものを認めるならば当然そこにはアスペクト的な展開がなければならぬだろう。しかしながら、時称とアスペクトを分離して、ある形式がアスペクトあるいは時称を文法範疇としてもつということには同意しがたい。終止法述語の場合、一往単純未来あるいは単純過去という時称だけのものを考え得たが、それにしてもそのそれぞれに未完了ないしは完了というアスペクトを潜在させている。

また上記引用中の「時点」が、かりに「相対的なテンス」でないにせよ、とりあえずその「時点」は前述のように不定なのであり、「今」とは直接の関係をもたない以上、「相対的なテンス」が時称かどうか疑がわしいと述べたと同じ理由で、紙谷氏のいうアスペクトが、本当にアスペクトなのか疑問が残るのである（もちろん、それはアスペクト・テンス（時称）の規定にかかわる問題ではあるけれども）。

三

それでは、連体法述語における基準時点が不定であるということ、は、いったい何を意味するのであるか。「手紙を出す人・手紙を出した人・一郎が見る映画・一郎が見た映画・うまく飛ぶ紙飛行機・うまく飛んだ紙飛行機・頬をつたって落ちる涙・頬をつたって落ちた涙／水がもれる原因・水がもれた原因・人を感動させる力・人

を感動させた力・鬼をつかまえる話・鬼をつかまえた話・本を買うこと・本を買ったこと……」。このように連体法述語と体言の統一された形式を見てゆくと、基準時点が不定であるということが明瞭になるのではないだろうか。基準時点が「今」であるような解釈があるいは最も普通であったとしても、「手紙を出した人」が未来にあっても、そしてその未来のどの時点であつても、また「鬼をつかまえる話」が過去のどんな時点にあつても一向に差しつかえがない。何となくまえのこと、あとのことと仮に思うにしても「出した」や「つかまえる」を特定の時点に結びつけて理解しないのである。

終止法述語においては、それは「今」と結びつかざるを得ない。すでに述べたことではあるが、そのことが単なる形式の文たりうるための一つの条件なのだから。そのような条件が連体法述語にはない。基準時点が不定であるということは、本来述語であるための条件が抑止されているということではないのだろうか。抑止された時称やアスペクトが連体法述語に存在しているにすぎないのではないか。連体法述語が修飾語であり、続く述語であることの意味はここに求められるであろう。また、いわゆる連体修飾句（節）と呼ばれるものが、文と同じ形式をもちながら結局文でありえない、文としての資格をもたない理由も一つにはここに求められねばならないだろう。「今」との交渉が抑止されているということの中に、続く述語の本質があつたのである。もしそうでないなら、述語はもはや続かない——切れるのである。「今」との交渉をもつことによつて。

さらに付加しておくならば、たとえば次のように体言、「受け皿・とめ金・浮き袋・踏み台／泣き顔・漬け物・すり傷・空き部屋」これらが、「受ける皿・とめる金・浮く袋・踏み台／泣いた顔・漬

けた物・すった傷・空いた部屋」と翻訳できるのであれば、その限りにおいて後者の動詞において「今」との交渉が抑止されていると言わざるを得ないし、後者が前者の体言に転換できるのであれば、その限りで後者は一の体言に統一されるべき契機があったのである。

〔今〕との交渉が抑止された時称やアスペクトは、その故に、終止法述語における時称やアスペクトのその形式的な体制を保存する〔今〕ではなく、とにかくある時点を与えてやるならば、そこではまさに擬似的な時称やアスペクトを解釈することができる。終止法述語において「した」が、現在完了や単純過去、もしくは「していた」「あった」「大きすぎた」「見えた」などの形で過去を実現したと同じような、「しする」が、現未完了や単純未来、もしくはアスペクトに分化しない現在を実現したと同じような体制が、連体法述語にも基準時点を中心に認められるのである。それはしかし、あくまで消極的に認められるのであってそれ以上の意味はない。むしろ、抑止されることが、連体法述語における別の重要な意味を導く。

四

〔今〕との交渉が正しく時の範疇における作用の意味を根拠付けるのであれば、それが抑止されたとき、連体法述語は、そこに対象の意味が前面に出てくるはずである。

それなら、同じく对象的・作用的両意味を融合していながら、述語は独立し、修飾語は依存するのはなぜであろうか。それは、修飾語が、本来原点に位置すべき述語の、そこを離れて先行したもの、いわば語順に反した（反序）的な逆述語だからである。修飾語は、述語が先行して置かれることになるために依存する

ことになったものである。——A中略V——そして、先行する修飾語は、第一の先行・後行の法則上、作用の意味よりも対象の意味が表面化し、したがって作用の意味は裏面化する。^⑤

以上のように森重敏氏が述べることの、連体法述語の時の範疇における具体化が探られてよいだろう。すなわち Aktionsart である。表面化する対象の意味は、時の範疇に関して、その動作なり変化なりという様態の時間的な分節である。その分節はどのような分節であつてもいいわけだが、語彙論的ではなく文法的に意味をもちうるのは、動作・変化という様態の開始と終結、そして過程である。

逆にこのように考えてもよい。アスペクトがあり、そのアスペクトが〔今〕との交渉を失ったとき、そこには動詞の超時的に存在する対象の意味として開始・終結・過程の三態があらわれるのだと。未完了は過程態として、完了は終結態として対象性を獲得するのは、もともとの未完了・完了のアスペクトとしての性格からして当然である。しかしながら未完了が〔今〕との交渉において直接には関心しないにしても前提として開始がすでにあらねば未完了としての把握が不可能であつたこと、同じく〔今〕との交渉において完了が終結面に成立しているにしても、その終結を根拠付けるものは新たな状態の開始であつたこと、これらのことは未完了も完了も〔今〕との交渉が抑止されることによって開始態としての対象性をもつことを根拠付けるであろう。

したがって開始態という局面には二つの側面があることになる。一つは動作・変化の様態がまさに始まることよつて成立する局面、結局は過程に向う、いわば状態の内側に向う局面である。いま一つは、完了のアスペクトにおいて、ある動作・変化が、〔今〕ある状

終 結	過 程	開 始	
			様 態
3d 姉の作った手料理をたべた	2d 赤くそめた糸はどこにありますか 1d 水にとけた紙は捨てなさい	3c 手料理を作る姉を見た 1c 紙が水にとける様子を調べた	3b 姉の作る手料理はうまい 2b 布を染める機械がある 2a 赤く染める布を切った 1a 水にとける紙を使った

態に対して目的的存在に存在するように、そしてそのことを逆に言えば、動作・変化の終結が今ある状態の開始に根拠付けられていると言ったそのことなのであるけれども、まさに始まるべき状態にむかって、川端善明氏の言葉を借りれば、「課題的」にある局面である。ということはこの後者の開始態と、完了のアスペクトの対象的側面としての終結態は、同一のある状態に対して裏腹の關係をもつと言ふことに他ならない。また、この開始態が、ある状態の始まりに対して「課題的」にあるということは、連体法述語と体言の統一の中で、目的的な、あるいはまた当然のとか予定されたとかというニュアンスを持つことを結果として許す（「お客さまをお迎える（ための）準備」「やがては死ぬ（はずの）運命」「蔵書を売り払う（つものり）人」）。過程態は、ある状態の開始と終結のあ

いだにある局面であり、終結態は、その終わることによってある局面である。以上述べた Aktionsart について、空間的に比喩した開始・過程・終結の三態を图示すれば上のようになるであろう。

〔今〕との交渉のあるなしに關わらず動詞の対象的意味にはそれから固有の Aktionsart が認められる。時の範疇において対象的意味が表面化するということは Aktionsart が表面化することに他ならなかったのである。

(12) 美容整形術について、僕はあんなものを受けると人の気がしれないのであるが (やせ)

(13) 頼みにしていた男と別れるのは、言葉に尽せぬ悲しさだった。(六の)

(14) 今となって急に死を恐れる心が萌したとは考えられない

(李陵)

(15) 京へ上った弟子の僧が知己の医者から長い鼻を短かくする法を教わって来た。(鼻)

(16) 折から辻を曲った彼は、行く手の目の中に、二十と云わず三十と云わず、群がる犬の数を尽して、びょうびょうと吠えず立てる犬の声を聞いた。(偷盜)

(17) 飢え病れた旅人の後をつける曠野の狼のように、匈奴の兵はこの戦法を続けつつ執念深く追ってくる。(李陵)

(18) 食後、些かの濁酒に酔の廻った老人は傍なる琴を執って弾いた。(弟子)

(19) 摘発された汚職事件の記事など読むと、ひとごとながらゾッとさせられることがある。(やせ)

(20) 水盤の中には少し着味を帯びた水がゆらゆらと揺れていた。

(13)は開始態である。(14)もまた開始態であるが、たとえば(12)の「受ける人」は、受けるという動作の始まりに「課題的」にある局面において、限定される「人」であって、いわば「受けようとする人」と解釈される。それに対して(14)の「恐れる心」は「恐れる」という状態が始まることゆよってそこに始めて成立する「心」であると言える。(16)は過程態であり、そうであれば「吹え立てている」「つけてくる」などと言ひ換えることもできる。(18)(19)は終結態である。

(14)のような開始態と体言の結びつきは、「始まること」によって成立するもの(こと)であるため、連体法述語の規準時点がすでに述べたような要素で固定されなるとき、その不定性が前面に出てきて、属性的なニュアンスが強くなる。(「姉の作る手料理はうまい」「正午を知らせるサイレンを設置した」)。あるいはまた、恒常的に成立している事態を示す体言や、帰属性のある体言と結びつくときもまた不定性が前面にでて、可能的なとか義務的なとかの状態性のニュアンスを強くする(「頭を掻く癖」・「英語を話す能力」)。このように不定性が前面に出てくれば出てくるほど、Aktionsartの各態と体言との統一の中で様々なニュアンスが出てくるが、それは、連体法述語の時の範疇が時称やアスペクトで構成されているのではなく、Aktionsartで構成されていたことの当然の結果だと言えよう。

翻って、連体法述語においてAktionsartが時の範疇を構成する主要な概念だとするならば、終止法述語においてAktionsartが見られないのだろうか。そうではない。述べたのは、それが終止法である故に、動詞の対象の意味であるところのAktionsartがいわば

裏面に押しやられて時の範疇としては、アスペクト・時称が前面に出てくるだけのことであり、逆に、連体法であるが故に(今)との交渉を持たねばならないアスペクト・時称が抑止され、Aktionsartが前面に出てくるのではないか、ということである。あるいは次のように言ってもよい。終止法であるが故に、文のレベルでの分析としてアスペクト・時称が必要だったのであり、語のレベル——そういうのが言い過ぎならば文にまでは至らぬレベルで、連体法にはAktionsartが必要だったと。

述べなければならぬ問題が数多く残されている。しかしそのほとんどは、時の範疇の問題であるよりは、まず連体ということにかかわる問題である。ただ、形容詞述語によるもの、あるいは状態性のつよい、もしそれが終止法述語でつかわれるならアルコトの実現となるような動詞の述語、これらについては何一つ触れていない。稿を改めたいと思う。

(註)

- ①「未完了・完了・未来・過去——終止法の述語における」(『山邊道』26号・1982)
- ②川端善明「時の副詞(上)」(『国語国文』第三三卷十一号)
- ③高橋太郎「連体形のもつ統語論的な機能と形態論的な性格の関係」(『教育国語』39・1974。後に『日本語研究の方法』むぎ書房・1978に所収。ページ数は『日本語研究の方法』による。三三六頁)
- ④鈴木重幸「日本語動詞の時について」(『月刊言語』第五卷十二号・1976・五八頁)
- ⑤前記高橋氏論文、一三九頁
- ⑥高橋太郎「動詞の連体形「する」「した」についての一考察」(このはの研究』第四集・秀英出版・1973・一〇八頁)

ただし、「話し手の話す時点」とか「発話時点」(『草雜裕』「從屬節および関係節におけるテンス・アスペクトについて」(『馬淵和夫博退官記念国語学論集』・1983・二〇七頁)を基準にするという考えは、よく理解できない。物語や小説等ではどのように処理すればよいのだろうか。いずれにしても、上記のような、物理的な時点との対応を求める考え方には疑問がある。

⑦紙谷栄治(a)「助動詞「た」の一解釈——形式名詞「とき」につづく場合を中心に——」(『京都市立大学学術報告・人文篇』二九号・1971)(b)「連体用法におけるテンスに関する意味について」(『京都市立大学学術報告・人文篇』三十号・1973)他

⑧紙谷栄治「終止用法におけるテンスとアスペクトについて」(『国語学』一八八残・1979・二五頁)

⑨前記⑦の紙谷氏論文(a)八頁に示された例文および解釈。

⑩前記⑦の紙谷氏論文(a)十頁

⑪もっとも高橋氏が連体法述語のアスペクトに言及されるときは、相対的テンスの同時の場合に「動作の進行の過程」をあらわしているという以外、相対テンスとアスペクトを切り離して考えておられるように思う。

⑫前記①の拙稿

⑬森重敏『日本文法通論』一〇六頁

⑭川端善明「時の副詞(下)」(『国語国文』三四卷一号・四二頁)なお、 Aktionsart に関しては、川端氏の論考に多大の恩恵を受け、また基本的にそれによっている。

⑮寺村秀夫「連体修飾のシンタクスと意味——その3——」(『日本語・日本文化』)もっとも体言に帰属性があっても、帰属性が発揮される形で使われなければこのことは言えない。

〔例文出典〕

- (偷盜)……「偷盜」「地獄変・偷盜」新潮文庫
- (弟子)……「弟子」「李陵・山月記」新潮文庫
- (鼻)……「鼻」「羅生門・鼻」新潮文庫
- (忘却)……「忘却の河」新潮文庫
- (やせ)……「やせがまん思想」角川文庫
- (李陵)……「李陵」「李陵・山月記」新潮文庫
- (六の)……「六の宮の姫君」「地獄変・偷盜」新潮文庫